

第 11 回士別市農業委員会総会議事録

令和 4 年 4 月 27 日

士別市農業委員会

第 11 回 士別市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和 4 年 4 月 27 日 (水曜日)
午後 1 時 30 分開会
午後 2 時 00 分閉会

2. 開催場所 第 2 庁舎大会議室

3. 本日の会議事件

開会宣告

議事録署名委員の指名

諸般の報告

- | | | |
|-------|---------|-----------------------------|
| 日程第 1 | 報告第 1 号 | 士別市農業経営改善計画の認定について |
| 日程第 2 | 報告第 2 号 | 使用貸借契約の解約について |
| 日程第 3 | 報告第 3 号 | 賃貸借契約の解約について |
| 日程第 4 | 報告第 4 号 | 農地法第 3 条の 3 の規定による相続の届出について |
| 日程第 5 | 報告第 5 号 | 農地所有適格法人の認定審査について |
| 日程第 6 | 議案第 1 号 | 農地法第 3 条の規定による許可申請について |
| 日程第 7 | 議案第 2 号 | 農地法第 5 条の規定による許可申請について |
| 日程第 8 | 議案第 3 号 | 農用地利用集積計画の決定について |

出席委員 (22 名)

2 番	湯 浅 悦 子 君	3 番	山 下 篤 君
4 番	松 井 薫 君	6 番	新 田 康 仁 君
8 番	鈴 木 淳 一 君	9 番	寺 崎 徳 仁 君
11 番	工 藤 修 一 君	13 番	本 間 一 明 君
14 番	柳 眞由美 君	15 番	梅 津 宣 保 君
16 番	遠 藤 英 俊 君	17 番	沼 舘 初 男 君
18 番	鈴 木 茂 樹 君	19 番	佐久間 弘 美 君
20 番	渡 辺 亨 君	21 番	村 上 幸 博 君
22 番	栗 本 勝 君	23 番	中 山 義 隆 君
24 番	鈴 木 庄一郎 君	25 番	小野寺 悦 子 君
26 番	木 下 一 彦 君	27 番	保 科 隆 志 君

出席説明員 (4 名)

事務局長	林 秀 忠 君
主 査	小 林 泉 君
主 事	古 閑 俊 祐 君
事 務 員	佐々木 濤 君

4. 会議の概要

(午後 1時30分 開会)

●議長（保科隆志君）

第11回農業委員会総会を招集しましたところ、ただ今の出席委員は26名であります。定足数を超えておりますので、総会は成立いたしました。直ちに会議を開きます。

本総会の議事録署名委員には、20番 渡辺亨委員、21番 村上幸博委員を指名いたします。ここで、事務局長から諸般の報告をいたします。

○事務局長（林 秀忠君） ご報告申し上げます。

初めに、委員の欠席についてであります。「森野委員」「上野委員」「古川委員」「中澤委員」「岡崎委員」から欠席の届出がありました。

次に、本日の議事日程につきましては、印刷の上、お手元に配布のとおりでありますので、朗読を省略いたします。

●議長（保科隆志君） 次に、日程第1、報告第1号 士別市農業経営改善計画の認定について事務局長より内容の説明をいたします。

○事務局（佐々木滯君） 農業経営基盤強化促進法第12条第4項の規定に基づき、農業経営改善計画の認定通知がありましたので、報告いたします。

番号1番 ●●●●の新規認定、14件の再認定、12件の変更認定、3件の認定取消がありました。

なお、累計は、先月比 2件減の 449件 となっております。

以上で報告を終わります。

●議長（保科隆志君） 質疑に入ります。

なお、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、本案件中、番号10番について松井委員、11番について木下委員の発言はご遠慮願います。ご発言ございませんか。

(「なし」の声あり)

●議長（保科隆志君） ご発言がないようですので、報告第1号は終了いたします。

●議長（保科隆志君） 次に日程第2、報告第2号、使用貸借契約の解約について事務局より内容の説明をいたします。

○事務局（佐々木滯君） 使用貸借契約 解約の通知がありましたので報告いたします。

番号1番、貸人、●●●●、借人、●●●●外4件について、使用貸借契約の解約の通知

がありました。

以上で報告を終わります。

- 議長（保科隆志君） 質疑に入ります。ご発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

- 議長（保科隆志君） ご発言がないようですので、報告第2号は終了いたします。

-
- 議長（保科隆志君） 次に、日程第3、報告第3号 賃貸借契約の解約について、事務局より内容の説明をいたします。

- 事務局（古閑俊祐君） 農地法第18条第6項の規定により、賃貸借契約解約の通知がありましたので報告いたします。

番号1番、貸人、●●●●、借人、●●●●外6件より解約の通知がありました。

以上で報告を終わります。

- 議長（保科隆志君） 質疑に入ります。ご発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

- 議長（保科隆志君） ご発言がないようですので、報告第3号は終了いたします。

-
- 議長（保科隆志君） 次に、日程第4、報告第4号 農地法第3条の3の規定による相続の届出について、事務局より内容の説明をいたします。

- 事務局（佐々木滯君） 農地法第3条の3の規定により、相続による権利取得の届出がありましたので報告いたします。

番号1番、相続人、●●●●より相続の届け出がありました。

以上で報告を終わります。

- 議長（保科隆志君） 質疑に入ります。ご発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

- 議長（保科隆志君） ご発言がないようですので、報告第4号は終了いたします。

-
- 議長（保科隆志君） 次に、日程第5、報告第5号 農地所有適格法人の認定審査について事務局より内容の説明をいたします。

○事務局（小林 泉君） 農地法第 2 条第 3 項の規定に基づく農地所有適格法人要件について、
●●●●株式会社より審査の申し出があり、審査会を開催したので、その結果を報告いたします。

農地所有適格法人の審査会につきましては、法人が、法人として農業経営を行うため、農地の取得を希望する場合には、農地所適格法人としての要件を満たす必要があることから、法人として初めて農地を取得する際に、その前段に、審査会を開催し、要件に適合するか審査するものであります。

番号 1 番 申請があった法人、●●●●株式会社、代表取締役●●●●、構成員 2 名、主業種、農業とする法人であります。

番号 2 番 申請があった法人、株式会社●●●●、代表取締役●●●●、構成員 3 名、主業種、農業とする法人であります。

番号 1 番は、令和 4 年 3 月 24 日に審査の申出があり、4 月 6 日に審査会を開催いたしました。審査委員は、保科会長と法人が武徳町に農地を取得予定でありますので、担当地区農業委員 3 名により審査を行いました。

番号 2 番は、令和 4 年 4 月 8 日に審査の申出があり、4 月 15 日に審査会を開催いたしました。審査委員は、法人が多寄町に農地を取得予定でありますので、担当地区農業委員 4 名により審査を行いました。

審査の結果につきましては、2 つの法人ともに、農地所有適格法人としての要件すべて満たしていると判断されました。

なお、農地所有適格法人としての認定日につきましては、はじめて農地を取得する際、農業委員会において権利移転の許可がされた日をもって認められるものであります。

以上で報告を終わります。

●議長（保科隆志君） 質疑に入ります。ご発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

●議長（保科隆志君） ご発言がないようですので、報告第 5 号は終了いたします。

●議長（保科隆志君） 次に、日程第 6、議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について、事務局より内容の説明をいたします。

○事務局（佐々木滯君） 農地法第 3 条の規定により、許可申請のあった農地等の権利設定許可の可否について、同条第 2 項に基づきご審議願います。

番号 1 番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、温根別町、地番、●●●●、地目、畑、面積 1,480 m²、契約の内容は売買であり、住宅と隣接する農地を取得するものであります。

番号 2 番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、下士別町、武徳町、地番、●●●●

外 56 筆、地目、田・畑、面積 555,546 m²、契約の内容は贈与であり、譲り受けて経営基盤の安定化を図るものであります。

以上の案件につきましては、農地法第 3 条第 2 項に定める不許可事案にはあらず、許可要件のすべてを満たしています。

以上で説明を終わります。

●議長（保科隆志君） 質疑に入ります。ご発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

●議長（保科隆志君） ご発言がないようですので、本案については原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（保科隆志君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 1 号は原案のとおり可決されました。

●議長（保科隆志君） 次に、日程第 7、議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について、事務局より内容の説明をいたします。

○事務局（小林 泉君） 農地法第 5 条の規定による許可申請についてご説明いたします。

番号 1 番、土地の所有者、●●●●、転用者、●●●●、所在、南土別町、地番●●●●の内 外 1 筆、地目、田・畑、転用面積あわせて 1,788 m²、格納庫等建設のための転用であり、格納庫 1 棟 155.52 m²、ほか合わせまして、合計 1,788.00 m²の計画となっています。

転用理由については、経営の拡大と合理化を図るため、作業効率及び立地条件から本申請地を選定し転用するものであり、許可相当と認められます。なお、契約内容は使用貸借となっております。

番号 2 番、土地の所有者、●●●●、転用者、●●●●、所在、川西町 9 線西、●●●●、地目、畑、転用面積 853 m²、農家住宅建設のための転用であり、農家住宅 1 棟 123.33 m²、ほか合わせまして、合計 1,001.11 m²の計画となっています。

転用理由については、現在、居住している住宅が手狭で老朽化が進んでいるため、作業効率・立地条件から本申請地を選定し転用するものであり、許可相当と認められます。なお、契約内容は売買となっております。

以上で説明を終わります。

●議長（保科隆志君） 質疑に入ります。ご発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

●議長（保科隆志君） ご発言がないようですので、本案については原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

●議長(保科隆志君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

●議長(保科隆志君) 次に、日程第8、議案第3号 農用地利用集積計画の決定について、事務局より内容の説明をいたします。

○事務局(古閑俊祐君) 農業経営基盤強化促進法 第18条の規定に基づき士別市より提出のあった、農用地利用集積計画の内容についてご審議願います。

番号1番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、中士別町(6線東)、地番、●●●●、地目、田、面積723㎡、対価、反当り、田●●●●円で●●●●円、理由については、換地地区に係る農地の利用集積のためであります。

番号2番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、温根別町、地番、●●●●外9筆、地目、田・畑、面積92,175㎡、対価、反当り、田●●●●円、畑●●●●円で●●●●円、理由については、買い受けて新規就農を図るためであります。

番号3番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、温根別町、地番、●●●●外7筆、地目、田・畑、面積101,069㎡、対価、反当り、田●●●●円、畑●●●●円で●●●●円、理由については、買い受けて新規就農を図るためであります。

番号4番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、温根別町、地番、●●●●、地目、田、面積4,080㎡、対価、反当り、田●●●●円で●●●●円、理由については、買い受けて新規就農を図るためであります。

番号5番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、朝日町登和里、地番、●●●●外4筆、地目、田・畑、面積3,704㎡、対価、反当り、田●●●●円、畑●●●●円で●●●●円、理由については、買い受けて新規就農を図るためであります。

番号6番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、北町、地番、●●●●外1筆、地目、田、面積18,417㎡、対価、反当り、田●●●●円で●●●●円、理由については、農地売買等事業により買い受けるためであります。

番号7番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、北町、地番、●●●●外2筆、地目、田・畑、面積34,339㎡、対価、反当り、田●●●●円、畑●●●●円で●●●●円、理由については、農地売買等事業により買い受けるためであります。

番号8番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、北町、地番、●●●●外3筆、地目、田、面積44,903㎡、対価、反当り、田●●●●円で●●●●円、理由については、農地売買等事業により買い受けるためであります。

番号9番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、川西町、地番、●●●●外4筆、地目、畑、面積133,608㎡、対価、反当り、畑●●●●円で●●●●円、理由については、農地売買等事業により買い受けるためであります。

番号10番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、中士別町(4線・5線東)、地番、●●●●外29筆、地目、田・畑、面積283,689㎡、対価、反当り、田●●●●円、畑●●●●円で●●●●円、理由については、農地売買等事業により買い受けるためであります。

番号 11 番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、中士別町(4 線・5 線東)、地番、●●●●外 23 筆、地目、田・畑、面積 186,578 m²、対価、反当り、田●●●●円、畑●●●●円で●●●●円、理由については、農地売買等事業により買い受けるためであります。

番号 12 番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、中士別町(4 線西)、地番、●●●●外 8 筆、地目、田、面積 38,980 m²、対価、反当り、田●●●●円で●●●●円、理由については、農地売買等事業により買い受けるためであります。

番号 13 番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、南士別町、地番、●●●●外 3 筆、地目、田、面積 32,181 m²、対価、反当り、田●●●●円で●●●●円、理由については、農地売買等事業により買い受けるためであります。

番号 14 番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、西士別町、地番、●●●●外 16 筆、地目、田・畑、面積 146,804 m²、対価、反当り、田●●●●円、畑●●●●円で●●●●円、理由については、農地売買等事業により買い受けるためであります。

番号 15 番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、温根別町、地番、●●●●外 7 筆、地目、田、面積 101,633 m²、対価、反当り、田●●●●円で●●●●円、理由については、農地売買等事業により買い受けるためであります。

番号 16 番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、温根別町、地番、●●●●外 5 筆、地目、田、面積 77,046 m²、対価、反当り、田●●●●円で●●●●円、理由については、農地売買等事業により買い受けるためであります。

番号 17 番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、上士別町(22 線南)、地番、●●●●●●、地目、田、面積 387 m²、対価、反当り、田●●●●円で●●●●円、理由については、換地地区に係る農地の利用集積のためであります。

番号 18 番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、上士別町(26 線南)、地番、●●●●●●、地目、田、面積 1,716 m²、対価、反当り、田●●●●円で●●●●円、理由については、換地地区に係る農地の利用集積のためであります。

番号 19 番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、上士別町(26 線南)、地番、●●●●●●、地目、田、面積 1,455 m²、対価、反当り、田●●●●円で●●●●円、理由については、換地地区に係る農地の利用集積のためであります。

番号 20 番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、上士別町(12 線西)、地番、●●●●●●、地目、田、面積 24 m²、対価、反当り、田●●●●円で●●●●円、理由については、換地地区に係る農地の利用集積のためであります。

番号 21 番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、上士別町(12 線西)、地番、●●●●●●、地目、田、面積 4,444 m²、対価、反当り、田●●●●円で●●●●円、理由については、換地地区に係る農地の利用集積のためであります。

番号 22 番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、上士別町(12 線西)、地番、●●●●●●、地目、田、面積 7,312 m²、対価、反当り、田●●●●円で●●●●円、理由については、換地地区に係る農地の利用集積のためであります。

番号 23 番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、上士別町(13 線西)、地番、●●●●●●、地目、田、面積 6,301 m²、対価、反当り、田●●●●円で●●●●円、理由については、換地地区に係る農地の利用集積のためであります。

番号 24 番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、上士別町(13 線西)、地番、●●●●●、地目、畑、面積 1,848 m²、対価、反当り、畑●●円で●●円、理由については、換地地区に係る農地の利用集積のためであります。

番号 25 番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、上士別町(13 線西)、地番、●●●●●、地目、田、面積 100 m²、対価、反当り、田●●円で●●円、理由については、換地地区に係る農地の利用集積のためであります。

番号 26 番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、上士別町(12 線西)、地番、●●●●●、地目、田、面積 3,526 m²、対価、反当り、田●●円で●●円、理由については、換地地区に係る農地の利用集積のためであります。

番号 27 番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、上士別町(22 線南)、地番、●●●●●、地目、田、面積 4,146 m²、対価、反当り、田●●円で●●円、理由については、換地地区に係る農地の利用集積のためであります。

番号 28 番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、上士別町(22 線南)、地番、●●●●●、地目、田、面積 890 m²、対価、反当り、田●●円で●●円、理由については、換地地区に係る農地の利用集積のためであります。

番号 29 番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、上士別町(23 線南)、地番、●●●●●、地目、田、面積 1,564 m²、対価、反当り、田●●円で●●円、理由については、換地地区に係る農地の利用集積のためであります。

番号 30 番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、上士別町(25 線南)、地番、●●●●●、地目、田、面積 2,387 m²、対価、反当り、田●●円で●●円、理由については、換地地区に係る農地の利用集積のためであります。

番号 31 番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、上士別町(20 線北)、地番、●●●●●、地目、田、面積 14,380 m²、対価、反当り、田●●円で●●円、理由については、換地地区に係る農地の利用集積のためであります。

番号 32 番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、上士別町(19 線南)、地番、●●●●●、地目、田、面積 11,087 m²、対価、反当り、田●●円で●●円、理由については、換地地区に係る農地の利用集積のためであります。

番号 33 番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、上士別町(19 線南)、地番、●●●●●、地目、田、面積 19,271 m²、対価、反当り、田●●円で●●円、理由については、換地地区に係る農地の利用集積のためであります。

番号 34 番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、上士別町(19 線北)、地番、●●●●●、地目、田、面積 1,063 m²、対価、反当り、田●●円で●●円、理由については、換地地区に係る農地の利用集積のためであります。

番号 35 番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、上士別町(20 線南)、地番、●●●●●外 1 筆、地目、田、面積 7,210 m²、対価、反当り、田●●円で●●円、理由については、換地地区に係る農地の利用集積のためであります。

番号 36 番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、上士別町(22 線北)、地番、●●●●●、地目、田、面積 417 m²、対価、反当り、田●●円で●●円、理由については、換地地区に係る農地の利用集積のためであります。

番号 37 番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、上士別町(19 線南)、地番、●●●●●、地目、田、面積 2,079 m²、対価、反当り、田●●●●円で●●●●円、理由については、換地地区に係る農地の利用集積のためであります。

番号 38 番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、上士別町(20 線南)、地番、●●●●●、地目、畑、面積 296 m²、対価、反当り、畑●●●●円で●●●●円、理由については、換地地区に係る農地の利用集積のためであります。

番号 39 番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、上士別町(19 線北)、地番、●●●●●、地目、田、面積 3,946 m²、対価、反当り、田●●●●円で●●●●円、理由については、換地地区に係る農地の利用集積のためであります。

番号 40 番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、上士別町(22 線南)、地番、●●●●●、地目、田、面積 874 m²、対価、反当り、田●●●●円で●●●●円、理由については、換地地区に係る農地の利用集積のためであります。

番号 41 番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、上士別町(27 線南)、地番、●●●●●、地目、田、面積 933 m²、対価、反当り、田●●●●円で●●●●円、理由については、換地地区に係る農地の利用集積のためであります。

番号 42 番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、上士別町(12 線東)、地番、●●●●●、地目、田、面積 9,782 m²、対価、反当り、田●●●●円で●●●●円、理由については、換地地区に係る農地の利用集積のためであります。

番号 43 番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、上士別町(26 線南)、地番、●●●●●、地目、田、面積 4,410 m²、対価、反当り、田●●●●円で●●●●円、理由については、換地地区に係る農地の利用集積のためであります。

番号 44 番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、上士別町(17 線北)、地番、●●●●●外 2 筆、地目、田、面積 25,993 m²、対価、反当り、田●●●●円で●●●●円、理由については、換地地区に係る農地の利用集積のためであります。

番号 45 番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、上士別町(16 線南)、地番、●●●●●外 2 筆、地目、田、面積 3,811 m²、対価、反当り、田●●●●円で●●●●円、理由については、換地地区に係る農地の利用集積のためであります。

番号 46 番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、上士別町(16 線南)、地番、●●●●●、地目、田、面積 596 m²、対価、反当り、田●●●●円で●●●●円、理由については、換地地区に係る農地の利用集積のためであります。

番号 47 番、貸人、●●●●、借人、●●●●、所在、上士別町(17 線南)、地番、●●●●●、地目、田、面積 20,382 m²、賃貸料、反当り、田●●●●円で●●●●円、理由については、換地地区に係る農地の利用集積のためであります。

番号 48 番、貸人、●●●●、借人、●●●●、所在、上士別町(24 線南)、地番、●●●●●外 3 筆、地目、田、面積 137,719 m²、賃貸料、反当り、田●●●●円で●●●●円、理由については、換地地区に係る農地の利用集積のためであります。

番号 49 番、貸人、●●●●、借人、●●●●、所在、上士別町(16・17 線北、17・18 線南)、地番、●●●●●外 10 筆、地目、田・畑、面積 90,853 m²、賃貸料、反当り、田●●●●円、畑●●●●

●円で●●円、理由については、借り受けて経営規模の拡大を図るためであります。

番号 50 番、貸人、●●●●、借人、●●●●、所在、温根別町、地番、●●●●外 10 筆、地目、田・畑、面積 57,640 m²、賃貸料、公社買入価格●●円の 2%で●●円、理由については、農地売買等事業により借り受けるためであります。

番号 51 番、貸人、●●●●、借人、●●●●、所在、温根別町、地番、●●●●外 5 筆、地目、田・畑・用悪水路、面積 53,569 m²、賃貸料、公社買入価格●●円の 2%で●●円、理由については、農地売買等事業により借り受けるためであります。

番号 52 番、貸人、●●●●、借人、●●●●、所在、朝日町登和里、地番、●●●●外 14 筆、地目、田、面積 136,019 m²、賃貸料、公社買入価格●●円の 2%で●●円、理由については、農地売買等事業により借り受けるためであります。

番号 53 番、貸人、●●●●、借人、●●●●、所在、南町西 3 区、地番、●●●●外 18 筆、地目、田・畑、面積 45,749 m²、賃貸料、反当り、田●●円、畑●●円で●●円、理由については、再度借り受けて経営基盤の安定を図るためであります。

番号 54 番、貸人、●●●●、借人、●●●●、所在、西 4 条 1 3 丁目、地番、●●●●外 4 筆、地目、・畑、面積 15,435 m²、賃貸料、反当り、畑●●円で●●円、理由については、再度借り受けて経営基盤の安定を図るためであります。

番号 55 番、貸人、●●●●、借人、●●●●、所在、武徳町(45・46 線東)、地番、●●●●外 8 筆、地目、田、面積 73,411 m²、賃貸料、反当り、田●●円で●●円、理由については、再度借り受けて経営基盤の安定を図るためであります。

番号 56 番、貸人、●●●●、借人、●●●●、所在、温根別町、地番、●●●●外 16 筆、地目、田・畑、面積 110,839 m²、賃貸料、反当り、田●●円、畑●●円で●●円、理由については、再度借り受けて経営基盤の安定を図るためであります。

番号 57 番、貸人、●●●●、借人、●●●●、所在、温根別町、地番、●●●●外 1 筆、地目、・畑、面積 20,793 m²、賃貸料、反当り、畑●●円で●●円、理由については、再度借り受けて経営基盤の安定を図るためであります。

番号 58 番、貸人、●●●●、借人、●●●●、所在、多寄町(32 線西)、地番、●●●●外 20 筆、地目、田・畑、面積 102,090 m²、賃貸料、使用貸借のため無償で●●円、理由については、再度借り受けて経営基盤の安定を図るためであります。

以上、58 件の計画については、農業経営基盤強化促進法 第 18 条第 3 項 第 1 号に規定する、土別市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に適合し、利用権設定等促進事業の要件を満たしています。

以上で 説明を終わります。

●議長（保科隆志君） 質疑に入ります。

なお、農業委員会等に関する法律第 31 条第 1 項の規定により、本案件中、番号 9 番について沼館委員、18 番、19 番、43 番について渡辺委員、25 番、26 番について中山委員、44 番について鈴木純一委員、53 番について佐久間委員の発言はご遠慮願います。ご発言ございましたか。

(「なし」の声あり)

- 議長（保科隆志君） ご発言がないようですので、本案については原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（保科隆志君） ご異議なしと認めます。
よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

-
- 議長（保科隆志君） 以上で、本会議に付議されました、全ての案件の審議を終了いたしました。

第11回総会は、これをもちまして閉会いたします。

(午後2時00分 閉会)